

(平成23年6月1日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認三重地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	5 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	4 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	14 件
国民年金関係	3 件
厚生年金関係	11 件

三重国民年金 事案 1041

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和59年4月から61年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和38年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和58年11月から61年3月まで
国民年金は、母親が私に代わって加入手続きを行い、国民年金保険料も納付してくれていた。申立期間について調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除く国民年金加入期間について国民年金保険料を全て納付している上、申立期間当時、申立人と同居し、申立人の保険料を納付していたとする申立人の母親も、申立人の父親とともに、昭和38年4月以降、60歳に到達する時期まで未納は無いことから、申立人及び申立人の母親の納付意識は、共に高かったものと考えられる。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、当該記号番号の前後の被保険者の資格取得日等から判断して、昭和59年12月に払い出されたものとみられることから、申立人の国民年金加入手続きは同年同月に行われたと考えられるところ、その時点は、同年10月から同年12月までの国民年金保険料の納付期限内である上、60年1月以降については加入手続き後の期間であり、申立期間後の納付状況を踏まえると、申立期間のうち59年10月から61年3月までについて、加入手続きを行ったにもかかわらず、あえて保険料を納付しなかったとは考え難い。

さらに、申立人に国民年金手帳記号番号が払い出された時点で、申立期間のうち昭和59年4月から同年9月までの期間は現年度保険料として、58年11月から59年3月までの期間は過年度保険料として、それぞれ遡及しなければ国民年金保険料を納付できない期間であるところ、申立人の記号番号の前後の被保険者のうち、資格取得日が59年9月以前の被保険者の納付状況をみると、

現年度保険料として遡及納付が可能な期間については、全員が納付済みであることから、当時、申立人が居住していた市においては、加入手続の際、現年度保険料に係る遡及納付の勧奨が行われていたと考えても不自然ではなく、このことを前提にすると、申立人の59年4月から同年9月までの期間についても、同様に保険料が納付されたと考えるのが自然である。

しかしながら、上記の被保険者のうち、昭和59年3月以前まで遡及して資格取得している被保険者の同年同月以前の納付状況を見ても、その大部分の者が当該期間については未納となっており、過年度納付した形跡は見当たらない上、申立人の母親は他界しており、納付状況が不明であることなどを勘案すると、申立人の母親が、過年度納付によらなければ納付することができない期間についても保険料を納付したとまでは言い難い。

このほか、申立期間のうち昭和58年11月から59年3月までについて、国民年金保険料を納付したことをうかがわせる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和59年4月から61年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間に係る標準賞与額を平成18年12月26日は16万円、19年3月30日は14万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和35年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成18年12月26日
② 平成19年3月30日

申立期間において賞与の支払いを受け、厚生年金保険料を控除されているが、標準賞与額に係る記録が無い。

今回、私は申立事業所を通じて申立てを行うので、申立期間の標準賞与額に係る記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賞与支払明細書により、申立人が主張するとおり、申立人は、申立期間において事業主から賞与の支払いを受け、当該賞与から厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められる。

また、申立人の標準賞与額については、事業主から提出された賞与支払明細書において確認できる賞与額及び厚生年金保険料控除額から、申立期間①は16万円、申立期間②は14万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主が、申立てに係る賞与支払届を、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に提出したとしており、賞与に係る厚生年金保険料を

納付していないことを認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人の申立期間の賞与に係る保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間に係る標準賞与額を平成18年12月26日は20万円、19年3月30日は16万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和41年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成18年12月26日
② 平成19年3月30日

申立期間において賞与の支払いを受け、厚生年金保険料を控除されているが、標準賞与額に係る記録が無い。

今回、私は申立事業所を通じて申立てを行うので、申立期間の標準賞与額に係る記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賞与支払明細書により、申立人が主張するとおり、申立人は、申立期間において事業主から賞与の支払いを受け、当該賞与から厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められる。

また、申立人の標準賞与額については、事業主から提出された賞与支払明細書において確認できる賞与額及び厚生年金保険料控除額から、申立期間①は20万円、申立期間②は16万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主が、申立てに係る賞与支払届を、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に提出したとしており、賞与に係る厚生年金保険料を

納付していないことを認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人の申立期間の賞与に係る保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間に係る標準賞与額を平成18年12月26日は15万円、19年3月30日は12万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和35年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成18年12月26日
② 平成19年3月30日

申立期間において賞与の支払いを受け、厚生年金保険料を控除されているが、標準賞与額に係る記録が無い。

今回、私は申立事業所を通じて申立てを行うので、申立期間の標準賞与額に係る記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賞与支払明細書により、申立人が主張するとおり、申立人は、申立期間において事業主から賞与の支払いを受け、当該賞与から厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められる。

また、申立人の標準賞与額については、事業主から提出された賞与支払明細書において確認できる賞与額及び厚生年金保険料控除額から、申立期間①は15万円、申立期間②は12万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主が、申立てに係る賞与支払届を、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に提出したとしており、賞与に係る厚生年金保険料を

納付していないことを認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人の申立期間の賞与に係る保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間に係る標準賞与額を平成18年12月26日は11万円、19年3月30日は9万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和34年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成18年12月26日
② 平成19年3月30日

申立期間において賞与の支払いを受け、厚生年金保険料を控除されているが、標準賞与額に係る記録が無い。

今回、私は申立事業所を通じて申立てを行うので、申立期間の標準賞与額に係る記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賞与支払明細書により、申立人が主張するとおり、申立人は、申立期間において事業主から賞与の支払いを受け、当該賞与から厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められる。

また、申立人の標準賞与額については、事業主から提出された賞与支払明細書において確認できる賞与額及び厚生年金保険料控除額から、申立期間①は11万円、申立期間②は9万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主が、申立てに係る賞与支払届を、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に提出したとしており、賞与に係る厚生年金保険料を

納付していないことを認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人の申立期間の賞与に係る保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

三重国民年金 事案 1042

第1 委員会の結論

申立人の平成6年5月、同年7月、同年10月、同年12月及び7年1月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成6年5月
② 平成6年7月
③ 平成6年10月
④ 平成6年12月及び7年1月

申立期間当時、国民年金保険料は銀行口座からの引き落としにより納付していた。預金通帳に記載されている引き落としの回数と記録上納付済みとなっている期間とが異なっている。預金通帳を提出するので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る国民年金保険料について、申立人は、「口座引き落としにより納付していた。」としており、そのことを裏付ける資料として、平成5年10月29日から6年5月27日までの期間、同年6月27日から同年10月12日までの期間、同年11月11日から同年同月30日までの期間、7年2月16日から同年6月14日までの期間、8年4月25日から10年12月11日までの期間及び12年4月3日から同年7月3日までの期間の出入金記録が確認できる預金通帳の写しが提出されているところ、当該資料並びにオンライン記録等から確認できる申立人及びその妻の国民年金保険料の納付年月日から、申立人及びその妻の国民年金保険料が当該口座からの引き落としにより納付されていたこと、及び引き落とし時期が当月末であったことが確認できる。

しかしながら、平成6年7月末及びその前後の期間の出入金記録を確認しても、申立期間②に係る国民年金保険料が引き落とされた形跡は無く、申立期間②が未納となっていることに不自然さは見当たらない。

また、申立期間①、③及び④については、申立人は、預金通帳の当該期間に係る箇所を紛失したとしているため、当該期間に係る国民年金保険料の引き落

しの事実を確認することができない。

さらに、申立人は、平成10年10月21日及び同年12月11日に1万3,300円が、12年4月11日には1万2,163円が、いずれも社会保険事務所（当時）から前述の口座に入金されていることについて、当時こうした入金を受ける理由は無いため、これら入金記録に疑問があるとも主張しているが、これら入金記録のうち前者の2件については、申立人は、10年8月21日に厚生年金保険被保険者資格を取得したことにより国民年金被保険者資格を喪失したものの、口座引き落としについては同年9月分の国民年金保険料まで行われたため、厚生年金保険被保険者期間と重複した同年8月分及び同年9月分の保険料について還付されたものであり、不自然ではない上、後者の1件についても、国民年金保険料額と一致しておらず、当時申立人は厚生年金保険被保険者であることなどから、国民年金に係る入金であることは考え難く、これら入金記録をみても、申立期間の保険料納付をうかがわせる事情は見当たらない。

このほか、申立期間について、国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

三重国民年金 事案 1043

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年8月から46年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年8月から46年3月まで

昭和44年8月に退職したので、役場の支所で国民年金と国民健康保険の加入手続を行った。その後、45年4月までは母親が、同年5月に婚姻してからは私が、毎月、家族の国民年金保険料を集金人に納めていた。夫は納付済みとなっているのに、私が未納となっているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、申立人又は申立人の母親が、申立人の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無い。

また、申立人は、昭和44年8月に国民年金の加入手続を行ったとしているが、申立人の国民年金手帳記号番号は、46年5月に払い出されていることから、申立人の国民年金加入手続はその頃行われたものと考えられる上、申立人は、国民年金保険料を遡及して納付した記憶は無いとしているほか、申立期間について別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらない。

さらに、申立人が、申立期間当時、国民年金保険料の集金人であったとする者についても、当委員会において調査したところ、その当時はまだ集金人としての業務を開始していなかったと考えられることから、申立人の供述に不合理な点がみられる上、申立人の兄も、明確ではないとしながらも、申立期間当時の集金人は同人ではなく、同人による集金が行われていた時期は申立期間後であったと思う旨供述しており、当委員会の調査結果とも符合している。

加えて、申立人は、申立期間当時、自身の氏名と似た氏名の者が同じ町内に居住していたため、申立期間の国民年金保険料について、同人が納付したのものとして取り違えられているのではないかともしているが、調査をしても、申立期間について、申立人が納付した保険料が同人の保険料として収納された形跡

は見当たらず、ほかに申立人の年金記録と同人の年金記録とが取り違えられた可能性をうかがわせる状況も見受けられない。

このほか、申立期間について、国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

三重国民年金 事案 1044

第1 委員会の結論

申立人の昭和54年7月から56年10月までの期間、57年3月及び同年9月から58年2月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和34年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和54年7月から56年10月まで
② 昭和57年3月
③ 昭和57年9月から58年2月まで

申立期間は、県外や地元の料理店で修業をしていた。勤務先で厚生年金保険に加入できない時期もあったので、父親に国民年金の加入手続や国民年金保険料の納付をしてもらっていた。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間当時、申立人の父親が国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付していたとしているが、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和60年12月に払い出されていることから、申立人の国民年金加入手続はその頃行われたものと考えられる上、申立期間について別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらない。

また、申立期間①と②の間の期間及び申立期間②と③の間の期間はいずれも厚生年金保険被保険者期間であり、申立人は、その都度、申立人の父親が国民年金被保険者資格の取得及び喪失手続を行っていたはずであるとしているが、オンライン記録によると、申立期間はいずれも平成14年1月23日に国民年金の加入期間として追加されたものである上、申立人が所持する年金手帳のうち、同日以前に交付された年金手帳においても最初の資格取得年月日は昭和60年12月26日となっていることから、加入記録が追加されるまでは、申立期間は国民年金の未加入期間であったものと考えられるほか、加入記録が追加された時点では、申立期間は時効により国民年金保険料を納付することができない期間である。

さらに、申立期間について、申立人の父親が、国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

三重厚生年金 事案 1637

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 41 年 5 月 16 日から同年 7 月 30 日まで

私は昭和 41 年 5 月 16 日に A 社 B 事業所長より臨時補充員を命ぜられ、同年 7 月 29 日まで C 事業所で勤務していたが、その間の厚生年金保険の記録が無い。当時、給与計算等は D 事業所で行っていた。申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A 社から提出された辞令簿の写し及び申立人から提出された人事記録の写しにより、申立人が申立期間の始期である昭和 41 年 5 月 16 日に臨時補充員として B 事業所に採用後、C 事業所で勤務し、同年 7 月 5 日からは D 事業所兼務となり、申立期間の終期まで継続勤務していたことは確認できる。

しかしながら、申立人は、「C 事業所の従業員数は 4 人であった。」と供述しており、申立期間当時、国の事業所で常時 5 人以上の従業員を使用するものが厚生年金保険の適用事業所となることから、当該事業所は厚生年金保険の適用を受ける必要の無い事業所であったと考えられる上、オンライン記録によると、C 事業所は、厚生年金保険の適用事業所として確認することができない。

また、申立人は、「C 事業所の給与計算は D 事業所が行っていた。」と供述しているところ、申立期間に係る D 事業所の健康保険厚生年金保険被保険者原票には、申立人の被保険者原票は無い。

さらに、C 事業所の上部組織である A 社 E 支社に照会したところ、当時の賃金台帳等の関係資料を保存していないと回答しており、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料や供述を得ることはできなかった。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認で

きる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が、厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

三重厚生年金 事案 1638

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 39 年 1 月から 41 年 4 月 1 日まで
② 昭和 41 年 6 月 29 日から 42 年 1 月 4 日まで
③ 昭和 42 年 5 月 1 日から同年 7 月 3 日まで
④ 昭和 43 年 6 月 9 日から同年 7 月 1 日まで
⑤ 昭和 44 年 4 月 9 日から 47 年 3 月まで
⑥ 昭和 48 年 5 月から同年 6 月 1 日まで
⑦ 昭和 48 年 8 月 1 日から 51 年 11 月まで

A社には昭和 39 年 1 月から勤務していた。B市のC社には 41 年から 2 年間くらい勤務していた。D市のE社には 43 年から 3 年間くらい勤務していた。F社には昭和 48 年から 51 年 11 月まで勤務していた。

申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、A社は、昭和 48 年 10 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、元事業主に照会したところ、「当時の資料が残っておらず、申立人の勤務期間については不明である。」との回答があり、申立人の当該期間における勤務実態、厚生年金保険の適用及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料や供述を得ることはできなかった。

また、A社において厚生年金保険の被保険者であった複数の同僚に照会したところ、申立人を記憶している同僚はいるものの、申立人の勤務期間及び厚生年金保険被保険者資格の取得状況等についての供述を得ることはできなかった。

さらに、申立人の雇用保険の加入記録によると、事業所名は不明ながら、昭和 41 年 4 月 1 日に資格を取得し、同年 6 月 29 日に離職したことが確認できる。

加えて、A社における申立人の健康保険厚生年金保険被保険者原票によると、申立人は昭和41年4月1日に健康保険番号*番で被保険者資格を取得し、同年6月29日に被保険者資格を喪失しており、健康保険被保険者証が同年6月30日に返納されていることが確認できる上、厚生年金保険記号番号払出簿の資格取得日はオンライン記録と一致している。

申立期間②から⑤までについて、E社(D市)に、申立人の勤務実態、厚生年金保険の適用及び厚生年金保険料の控除について照会したところ、「申立人が勤務していたことは間違いないが、勤務期間については不明。当時の資料も残っていないので、厚生年金保険の適用及び厚生年金保険料の控除についても不明。なお、B市のC社は同業者ではあるが、別会社である。」との回答があり、登記簿謄本の記載からも両社が別会社であることが確認できる。

C社(B市)は平成15年8月30日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっているため、元代表取締役等に照会しても、申立人の申立期間②及び③における勤務実態、厚生年金保険の適用及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料や供述を得ることはできなかった。

また、申立期間②及び③について、C社(B市)において厚生年金保険被保険者となっている複数の同僚に照会したところ、申立人を記憶している同僚はいるものの、勤務期間及び厚生年金保険被保険者資格の取得状況等についての供述を得ることはできなかった。

さらに、当該事業所における申立人の健康保険厚生年金保険被保険者原票によると、申立人は昭和42年1月4日に健康保険番号*番で被保険者資格を取得し、同年5月1日に被保険者資格を喪失しており、健康保険被保険者証が同年5月4日に返納されていることが確認できる。

申立期間④及び⑤について、E社(D市)において厚生年金保険被保険者となっている複数の同僚に照会したところ、申立人を記憶している同僚はいるものの、勤務期間及び厚生年金保険被保険者資格の取得状況等についての供述を得ることはできなかった。

また、当該事業所における申立人の健康保険厚生年金保険被保険者原票によると、申立人は昭和43年7月1日に健康保険番号*番で被保険者資格を取得し、44年4月9日に被保険者資格を喪失しており、厚生年金保険記号番号払出簿の資格取得日はオンライン記録と一致している。

申立期間⑥及び⑦について、F社において厚生年金保険被保険者となっている複数の同僚に照会したものの、申立人の勤務期間及び厚生年金保険被保険者資格の取得状況等についての供述を得ることはできなかった。

また、F社は平成12年2月1日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっているため、元役員等に照会したところ、「当時の資料が残っておらず、勤務期間、厚生年金保険料の控除及び納付について不明。」との回答があり、申立人の申立期間⑥及び⑦における勤務実態、厚生年金保険の適用及び厚生年金

保険料の控除について確認できる関連資料や供述を得ることはできなかった。

さらに、当該事業所における申立人の健康保険厚生年金保険被保険者原票によると、申立人は昭和48年6月1日に健康保険番号*番で被保険者資格を取得し、同年8月1日に被保険者資格を喪失しており、健康保険被保険者証が同年8月5日に返納されていることが確認できる上、厚生年金保険記号番号払出簿の資格取得日はオンライン記録と一致している。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

三重厚生年金 事案 1639

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年10月1日から7年1月1日まで
私が、A社を経営していたが、当時の資料は残っていない。しかし、申立期間の給与は50万円だったので、標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立期間の標準報酬月額については、当初、平成5年10月の定時決定において36万円と記録されていたところ、6年5月31日付けで30万円に訂正されていることが確認できる上、同年5月から同年12月までは20万円と記録されている。

しかしながら、A社に係る閉鎖登記簿謄本から、申立期間において申立人が同社の代表取締役であったことが確認できる。

また、申立期間における申立人以外の取締役の標準報酬月額について調査したところ、申立人と同様、平成5年10月の定時決定において36万円と記録されていたところ、6年5月31日付けで30万円に訂正されていることが確認できる。

さらに、申立期間において当該事業所の厚生年金保険被保険者であった従業員の一人は、「厚生年金保険の手続は申立人とその子がしていた。」と供述している上、申立人の「私がA社を経営し、給与計算を行っていた。」旨の供述を踏まえると、申立人が関与せずに社会保険事務所（当時）において標準報酬月額の決定がなされたとは考え難く、申立人は、自らの標準報酬月額の減額に同意したものと考えるのが自然である。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人は、会社の業務を執行する責任を負っている代表取締役として自らの標準報酬月額に係る記録訂正処理の無効を主張することは信義則上許されず、申立期間における標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

三重厚生年金 事案 1640

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 39 年 2 月 3 日から 40 年 8 月 7 日まで
私は、年金事務所から、申立期間について脱退手当金が支給済みであるとの回答をもらったが、申立期間に係る脱退手当金を受給した記憶が無いので、申立期間について、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A社B事業所に係る脱退手当金は受給していないが、同社の前に勤務していたC社D事業所について、1万円と少しの脱退手当金をもらったとしている。

しかしながら、C社D事業所及びその前に勤務していたE社の脱退手当金について計算したところ、その額は7,000円となり、申立人の記憶する額と異なる上、A社B事業所の厚生年金保険被保険者番号は、脱退手当金を受給したとしているC社D事業所及びE社の厚生年金保険被保険者番号と同一番号で管理されていることが確認できる。

また、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立人の被保険者原票には脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されている上、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約4か月後の昭和40年12月28日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

さらに、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

三重厚生年金 事案 1641

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和22年3月14日から23年12月10日まで
② 昭和23年12月17日から28年1月28日まで
③ 昭和42年4月12日から同年5月16日まで
④ 昭和42年5月16日から44年4月21日まで

私は、脱退手当金を受領しているようになっているが、受け取った覚えも無い。申立期間について、厚生年金保険被保険者として記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の脱退手当金は、申立期間①及び②に係るものと申立期間③及び④に係るものの2回にわたり支給されたと記録されているところ、2回とも申立人の意思に反して請求されているということは考え難い。

申立期間①及び②について、申立人は、脱退手当金を受給していないと申し立てているものの、申立人の厚生年金保険被保険者台帳の保険給付欄には、脱退手当金が支給されたことを表す「脱」の表示が記されているとともに、支給年月日「28. 3. 19」の記載があり、厚生年金保険被保険者資格喪失日の昭和28年1月28日から約2か月後の同年3月19日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

申立期間③及び④について、申立期間④に係る事業所の厚生年金保険被保険者名簿に記載されている女性のうち、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日である昭和44年4月21日の前後2年以内に資格喪失し、かつ受給要件を満たしている同僚9人の脱退手当金の支給記録を調査したところ、8人に脱退手当金の支給記録が確認できることを踏まえると、申立人についても、その委任に基づき事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

また、申立人の申立期間④に係る事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には脱退手当金が支給されていることを意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間③及び④の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間④に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約3か月後の昭和44年7月7日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえはない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

三重厚生年金 事案 1642

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 40 年 10 月 7 日から 43 年 12 月 1 日まで
昭和 44 年*月に出産し育児に追われていたので、脱退手当金の請求手続きに行く余裕が無く、申立期間に係る脱退手当金を受給した記憶も無いので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の脱退手当金の支給に係る事業所の健康保険厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から8か月後の昭和44年7月22日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

また、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

三重厚生年金 事案 1643

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 33 年 6 月 19 日から 39 年 8 月 18 日まで
申立期間について、脱退手当金が支給されたことになっているが、私は、請求手続をした覚えも無く、脱退手当金を受領した記憶も無いので、申立期間について、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務していた申立期間に係る事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿に記載されている女性のうち、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日である昭和 39 年 8 月 18 日の前後 2 年以内に資格喪失し、かつ受給要件を満たしている同僚 69 人の脱退手当金の支給記録を確認したところ、53 人に脱退手当金の支給記録があり、そのうち 49 人が資格喪失日から 6 か月以内に脱退手当金の支給決定がなされていることを踏まえると、申立人についても、その委任に基づき事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

また、申立人の申立期間に係る事業所の健康保険厚生年金保険被保険者原票には脱退手当金が支給されていることを意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 1 か月後の昭和 39 年 9 月 28 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえ無い。

さらに、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

三重厚生年金 事案 1644

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 40 年 9 月 1 日から 44 年 2 月 10 日まで

A社（現在は、B社）を退職後は毎日家事手伝いに専念しており、脱退手当金を受領した記憶が無いので、申立期間について、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約2か月後の昭和44年4月25日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

また、申立期間当時のA社の事業主は申立人の父であり、申立人の資格喪失日の直前に同社において資格喪失している事業主の親族二人についても、申立人と同日に脱退手当金の支給決定がされていることを踏まえると、申立人の委任に基づき事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

さらに、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

三重厚生年金 事案 1645

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和29年10月7日から32年11月3日まで
② 昭和37年6月13日から40年7月31日まで

私は、年金事務所から、申立期間について脱退手当金が支給済みであるとの回答をもらったが、申立期間に係る脱退手当金を受給した記憶が無いので、申立期間について、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の脱退手当金は、申立期間①に係るものと申立期間②に係るものの2回にわたり支給されたと記録されているところ、2回とも申立人の意思に反して請求されているということは考え難い。

申立期間①については、当該期間に係る事業所の厚生年金保険被保険者名簿に記載されている女性のうち、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日である昭和32年11月3日の前後2年以内に資格喪失し、かつ受給要件を満たし、資格喪失後6か月以内に再就職していない同僚26人の脱退手当金の支給記録を確認したところ、23人に脱退手当金の支給記録があり、23人全員が資格喪失日から6か月以内に脱退手当金の支給決定がなされているとともに、当該事業所に照会したところ、「脱退手当金の説明を行い、従業員に代わって代理請求をしていたと思われる。」と回答をしている上、当時は通算年金制度創設前であったことを踏まえると、申立人についても、その委任に基づき事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

また、申立期間①の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間①に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約1か月後の昭和32年12月18日に支給決定されている上、申立人の厚生年金保険被保険者台帳には脱退手当金が支給されたことが記載されているなど、一連の事務処理に不自然さは

うかがえない。

申立期間②については、当該期間に係る事業所の厚生年金保険被保険者名簿に記載されている女性のうち、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日である昭和40年7月31日の前後3年以内に資格喪失し、かつ受給要件を満たし、資格喪失後6か月以内に再就職していない同僚13人の脱退手当金の支給記録を確認したところ、8人に脱退手当金の支給記録があり、8人全員が資格喪失日から3か月以内に脱退手当金の支給決定がなされていることを踏まえると、申立人についても、その委任に基づき事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

また、申立人の申立期間②に係る事業所の健康保険厚生年金保険被保険者原票には脱退手当金が支給されていることを意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間②の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間②に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約3か月後の昭和40年11月2日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいわゆるうかがえない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

三重厚生年金 事案 1646

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 28 年 4 月 3 日から同年 6 月 13 日まで
② 昭和 28 年 6 月 14 日から 31 年 5 月 21 日まで

申立期間について、脱退手当金を受給した記憶が無いため、厚生年金保険被保険者として記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務していたA社に照会したところ、「当時の弊社の慣例として、在籍 10 年未満の退職者には脱退一時金が支給されていたと聞いている。」と回答していることを踏まえると、申立人の委任に基づき事業主による代理請求がなされた可能性があるものと考えられる。

また、申立人の厚生年金保険被保険者台帳の保険給付欄には、脱退手当金が支給されていたことが記載されているとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りが無く、申立期間②に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 3 か月後の昭和 31 年 8 月 14 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

三重厚生年金 事案 1647

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 28 年 7 月 2 日から 38 年 2 月 20 日まで
私は、脱退手当金を受領しているようになっているが、受け取っていない。
申立期間について、厚生年金保険被保険者として記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間に係る事業所の厚生年金保険被保険者原票には脱退手当金が支給されていることを意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約3か月後の昭和38年5月4日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然な点は見られない上、申立人に聴取しても、受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。